

第
13回

シリーズ事業承継



税理士 吉川 弥生

遺留分とは

遺留分とは、相続財産のうち、相続人が必要最低限取得することが留保されている一定の割合をいいます。

被相続人には、そもそも全財産を生前贈与や遺言によって自由に処分することが認められています。しかし、それを無制限に認めてしまうと弊害が生じます。民法は、この弊害をなくすために遺留分制度を設け、生前贈与や遺言に一定の制限を課しています。

なお、被相続人の兄弟姉妹には遺留分はありません。具体的には、配偶者、親、祖父母、子、孫が遺留分を有します。

遺留分の計算は

遺留分の額は、遺留分の算定の基礎となる財産額に遺留分の割合を乗じて計算します。遺留分の割合は、直系尊属（親、祖父母）のみが相続人の場合は1/3、それ以外の場合は1/2となります。

各相続人の遺留分は、遺留分権利者が複数いる場合には、さらに法定相続分の額を乗じて計算します。

例えば、遺留分の基礎となる財産が700百万円であり、相続人が配偶者と長男と次男である場合のそれぞれの遺留分は下記の通りです。

配偶者	700百万円	×	1/2	×	1/2	=	175百万円
長男	700百万円	×	1/2	×	1/4	=	87.5百万円
次男	700百万円	×	1/2	×	1/4	=	87.5百万円

遺留分の減殺請求とは

「すべての財産を後継者に相続させる」との遺言により、あるいは、後継者への贈与により、遺留分を侵害された後継者以外の相続人は、相続財産のうち自らの遺留分につき財産を取り戻したいとの請求を受遺者または受贈者である後継者に行うことができます。これを遺留分の減殺請求といいます。遺留分の減殺請求は、相続の開始または自己の遺留分の侵害がされていることを知った日から1年間行わないとき、あるいは相続の開始のときから10年を経過したときに、時効により消滅します。

なお、遺言により遺留分が侵害されていたとしても、相続人が遺言の内容について納得しているのであれば、遺言どおり遺産の分割が行われます。